

○国立大学法人上越教育大学年俸制適用職員の業績評価等に関する要項

(平成27年9月9日学長裁定)

最終改正 令和2年7月8日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人上越教育大学年俸制Ⅰ型適用職員給与規程（平成27年規程第28号。以下「年俸制Ⅰ型給与規程」という。）又は国立大学法人上越教育大学年俸制Ⅱ型適用職員給与規程（令和元年規程第54号。以下「年俸制Ⅱ型給与規程」という。）が適用される職員（以下「年俸制適用職員」という。）の業績評価に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被評価者 規程が適用される年俸制適用職員をいう。
- (2) 委員会 国立大学法人上越教育大学年俸制適用職員業績評価委員会をいう。
- (3) 評価者 学長をいう。

(評価期間)

第3条 年俸制Ⅰ型給与規程第13条及び年俸制Ⅱ型給与規程第13条に規定する業績給に係る業績評価（以下「業績評価」という。）の対象となる評価期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中で新たに年俸制適用職員となった者の評価期間の始期は、年俸制適用職員となった日とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号の期間（以下「休職等の期間」という。）は、評価期間から除く。

- (1) 国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号）第13条第1項に規定する休職の期間
- (2) 国立大学法人上越教育大学職員労働時間、休暇等規程（平成16年規程第47号。以下「労働時間等規程」という。）第28条第1項第6号及び第7号に規定する特別休暇の期間
- (3) 労働時間等規程第29条第1項に規定する育児休業の期間
- (4) 労働時間等規程第30条第1項に規定する介護休業の期間

(対象者等)

第3条の2 年俸制適用職員の業績評価は、毎年度実施する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、業績評価を実施しない。

- (1) 休職等の期間を除いた評価期間が6月に満たない者
- (2) 評価期間中に退職した者

2 前項第1号の事由により業績評価を実施しなかった者に対する、休職等の期間終了後に最初に実施する業績評価においては、当該業績評価を実施しなかった評価期間も合わせて評価することができる。

(評価項目)

第4条 業績評価は、次の各号に掲げる評価項目により行う。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 社会貢献
- (4) 国際交流
- (5) 大学運営
- (6) その他委員会が定めるもの

(目標及び計画の設定)

第5条 被評価者は、年度の開始後（年度途中で新たに年俸制適用職員となった者又は第3条第2項各号の事由から復職し評価期間が6月以上ある者にあつては、新たに年俸制適用職員となった日又は復職した日以降）速やかに、別記様式により当該年度の目標及び計画を設定し評価者に提出する。

2 第3条の2第2項に該当する者にあつては、業績評価を実施しなかった期間を含めた目標及び計画を評価者に提出することができる。

3 評価者は、被評価者の活動の開始に当たり、必要に応じ被評価者と面談を行い、目標及び計画を確定する。

(業績評価の方法)

第6条 業績評価は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 被評価者は、当該年度の活動実績について別記様式により自己評価を行い、翌年度の4月10日（その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日。以下期日を規定した場合において同じ。）までに活動実績及び自己評価に関する資料・データ等を添えて評価者に提出する。ただし、第3条第2項各号の事由により4月10日に勤務していない者については、復職後、速やかに提出する。

(2) 前号の場合において、評価者が適当と認めた場合は、休職等の期間の活動実績を加えることができる。

(3) 評価者は、委員会に被評価者から提出された自己評価に基づく評価結果案の作成を指示する。

(4) 委員会は、必要に応じ被評価者と面談を行った上で、速やかに評価結果案を作成し評価者に報告する。

(5) 評価者は、委員会から報告された評価結果案について、必要に応じ被評価者と面談を行い、最終評価を行う。

2 前項第4号及び第5号の業績評価は、次に掲げる評価区分により行う。

| 評価区分 | 内 容 等 |
|------|-----------------------------------|
| S | 期待される水準を大幅に上回っており、極めて顕著な業績を上げている。 |
| A | 期待される水準を大幅に上回っており、特に顕著な業績を上げている。 |
| B | 期待される水準を上回っており、顕著な業績を上げている。 |
| C | 期待される水準どおりの業績を上げている。 |
| D | 期待される水準を下回っており、改善を要する。 |

3 第3条の2第1項ただし書きの規定により、業績評価を実施しない者における前項の評価区分はCとする。

(評価結果の通知)

第7条 学長は、業績評価を行ったときは、その評価結果を被評価者に通知する。

(意見の申立て)

第8条 前条の通知を受けた被評価者は、評価結果について不服又は意見があるときは、当該評価結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、学長に対して文書により意見の申立てを行うことができる。

2 学長は、意見の申立てがあったときは、必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該被評価者に通知する。

(業績評価結果の基本給の改定への反映)

第9条 業績評価結果を年俸制I型給与規程第12条第6項及び第7項並びに年俸制II型給与規程第12条第6項及び第7項に規定する基本給の改定に反映する場合は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 評価者は、委員会に基本給の改定号俸案の作成を指示する。

(2) 委員会は、3年ごとに被評価者の直近3年間の評価結果を点数化して積み上げ、かつ、被評価者の勤務状況等を総合的に勘案の上、基本給の改定号俸案を作成し評価者に報告する。

(3) 評価者は、委員会から報告された基本給の改定号俸案を基に、基本給の改定号俸を決定する。

2 前項の基本給改定のための業績評価は、4月1日から翌年3月31日までの1年を単位とする3年間の業績評価を対象とする。

3 第3条第2項各号の事由に該当する者の基本給の改定は、次の各号に定めるところにより、前2項を適用する。

(1) 評価期間が1年未満で業績評価を実施した者に対して前項を適用するに当たっては、当該評価期間を1年とみなす。

(2) 第3条第2項第2号から第4号の事由により業績評価を実施しなかった者に対する第1項第2号の適用に当たっては、実施しなかった評価期間の評価を第6条第2項に定める評価区分のCとし、1年の評価結果とみなす。

4 基本給改定のための業績評価について、前項第2号によることが適当でないと評価者が認めた場合は、その都度、評価者が決定する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、年俸制適用職員の業績評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月11日）

1 この要項は、令和元年10月1日から施行する。

2 この要項による改正後の国立大学法人上越教育大学年俸制適用職員の業績評価に関する要項の規定に基づき、令和元年度に係る業績評価を行う場合において、この要項の施

行日の前日において国立大学法人上越教育大学年俸制適用職員給与規程（平成27年規程第28号。以下「旧年俸制給与規程」という。）の適用を受けていた職員については、旧年俸制給与規程の適用を受けていた期間を評価期間に含めるものとする。

附 則（令和2年7月8日）

この要項は、令和2年7月8日から施行する。

別記様式（第5条及び第6条関係）

年俸制適用職員の業績評価書

1. 所属・職名，氏名，評価期間

| | | | |
|-------|-------|----|-------|
| 所属・職名 | | 氏名 | |
| 評価期間 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

2. 目標及び計画，自己評価等

| 項目 | 目標及び計画 (達成目標，活動計画及び業務内容を簡潔に記載する。) | 活動実績，自己評価 (活動実績及び自己評価を簡潔に記載し，関係資料・データ等を添付する。) |
|-------|--------------------------------------|--|
| 教 育 | | 自己評価区分： |
| | | |
| 研 究 | | 自己評価区分： |
| | | |
| 社会貢献 | | 自己評価区分： |
| | | |
| 国際交流 | | 自己評価区分： |
| | | |
| 大学運営 | | 自己評価区分： |
| | | |
| そ の 他 | | 自己評価区分： |
| | | |

注) 自己評価区分は5段階で，次のとおりとする。

- | |
|--|
| 5：目標を大きく上回って達成した。 4：目標を十分に達成した。 3：目標を概ね達成した。 2：目標をやや達成できなかった。 1：目標を達成できなかった。 |
|--|

3. 評価

(1) 委員会による評価結果案

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 評価区分 | 所見 |
| | |
| 年 月 日 | 国立大学法人上越教育大学 年俸制適用職員 業績評価委員会委員長 |

(2) 学長による最終評価結果

| | |
|-------|--------------------|
| 評価区分 | 所見 |
| | |
| 年 月 日 | 国立大学法人上越教育大学 学長 |